

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則  
(知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 763 544 813">電磁的記録の種別</th><th data-bbox="544 763 767 813">開示の実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 813 544 2042">1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)、行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。))内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報コーナー(県外にある出先機関の事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td><td data-bbox="544 813 767 2042">[略]</td></tr></tbody></table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)、行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。))内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報コーナー(県外にある出先機関の事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="831 763 1230 813">電磁的記録の種別</th><th data-bbox="1230 763 1453 813">開示の実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 813 1230 2042">1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)、行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(以下「合同庁舎等」という。))のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)若しくは行政情報サブセンター地域窓口(合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報コーナー(県外にある出先機関の事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧</td><td data-bbox="1230 813 1453 2042">[略]</td></tr></tbody></table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)、行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(以下「合同庁舎等」という。))のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)若しくは行政情報サブセンター地域窓口(合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報コーナー(県外にある出先機関の事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧	[略]
電磁的記録の種別	開示の実施の方法								
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)、行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。))内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報コーナー(県外にある出先機関の事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]								
電磁的記録の種別	開示の実施の方法								
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)、行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(以下「合同庁舎等」という。))のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)若しくは行政情報サブセンター地域窓口(合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報コーナー(県外にある出先機関の事務所内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧	[略]								

[略]

別表第2 (第6条関係)

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>50円</u>
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガバイトのもの</u> に限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>150円</u>
	[略]		
	4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>130円</u>
	5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>210円</u>
[略]			

し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの
[略]

別表第2 (第6条関係)

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>40円</u>
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガバイトのもの</u> に限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>80円</u>
	[略]		
	4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>120円</u>
	5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>190円</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成13年岩手県規則第105号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電磁的記録の開示の実施の方法)	(電磁的記録の開示の実施の方法)
第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表	第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表

の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]
[略]	

別表第2（第11条関係）

開示の実施の方法	区分	単位	金額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6223 に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのも	1枚につき	50円

の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（以下「合同庁舎等」という。）のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）若しくは行政情報サブセンター地域窓口（合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報コーナー（県外にある出先機関の事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]
[略]	

別表第2（第11条関係）

開示の実施の方法	区分	単位	金額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6223 に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのも	1枚につき	40円

のに限る。)に複製した複製物		
2 光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガバイト</u> のものに限る。)に複製した複製物	1 枚につき	<u>150円</u>
[略]		
4 録音カセットテープ(日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1 巻につき	<u>130円</u>
5 ビデオカセットテープ(日本工業規格 C 5581 に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1 巻につき	<u>210円</u>
[略]		

のに限る。)に複製した複製物		
2 光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガバイト</u> のものに限る。)に複製した複製物	1 枚につき	<u>80円</u>
[略]		
4 録音カセットテープ(日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1 巻につき	<u>120円</u>
5 ビデオカセットテープ(日本工業規格 C 5581 に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1 巻につき	<u>190円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。